

八八〇五円（この部分は被告会社と連帯）及び内金九〇〇万八八〇五円に對する本件事務故発生日である昭和五六年一月一日から、内金六五万円（弁護士費用）に對する本件訴状送達の日である昭和五七年八月一日から、右各支払済みに至るまで民事法定利率年五分の割合による遅延損害金の支払を求めらるる限度で、同重子において金九二〇万八八〇五円（この部分は被告会社と連帯）及び内金八六〇万八八〇五円に對する昭和五六年一月一日から、内金六〇万円（弁護士費用）に對する昭和五七年八月一日から、右各支払済みに至るまで民事法定利率年五分の割合による遅延損害金の支払を求めらるる限度で、被告会社に對し、被告部と連帯して、原告保夫において金九六五万八八〇五円の支払を求めらるる限度で、同重子において金九二〇万八八〇五円の支払を求めらるる限度で、それぞれ理由があるから、右理由のある限度でこれを正当として認容し、その余は理由がないからいづれもこれを失当として棄却すべく、訴訟費用の負担につき民法八九条、九二条、九三条、仮執行及びその免脱の宣言につき同法一九六条を各適用して、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 仙田富士夫 裁判官 武田幸弘 松本 久）

▽外国仲裁判断に對する執行判決請求において、いわゆるニューヨーク条約五条I(b)の拒否要件が認められなかつた事例

（執行判決請求事件、大阪地裁昭五六（四）九一九号、昭58・4・22民一八部判決、認容（確定））

X（英国法人）はY（日本法人）との間で定期傭船契約を結んだが、これには同契約に關し生ずべき紛争につき、米國ニューヨーク市で仲裁に付する旨のいわゆる仲裁条項があつた。本件は、右契約の履行に伴う貨物の汚濁・損傷事故及び契約の不完全履行に對して右仲裁条項によりなされた仲裁判断について、Xが「外国仲裁判断の承認及び執行に關する条約」（いわゆるニューヨーク条約）三条に基づいて、執行判決を求めらるる訴えを起こしたものである。Yは、抗弁として、本件仲裁判断はYに防禦の機会を与えないままなされたものであるとして同条約五条I(b)にいわゆる拒否要件を主張した。

本判決は、Xが、仲裁判断の原本、仲裁合意の原本、英國領事官による証明を受けた右各翻訳文を提出しているから積極的要件は充足しており（同条約四条）、拒否要件の主張立証責任はYが負うべきものであるところ、Yの主張する同条約五条I(b)に該當する事

実は認められないとして、Xの請求を認容した。

ニューヨーク条約における主張立証責任の構造は、執行債権者が仲裁判断の承認及び執行を得ることを容易、迅速にするため、実体的なものを含まない形式的な積極的要件（同条約四条）と執行債権者、実質的要件である私益的拒否要件（同条約I）及び公益的拒否要件（同条約II）と執行債務者（但し、公益的拒否要件は裁判所の職権により拒否できる）とされておる（阿川「外国仲裁判断の承認及び執行に關する条約について（下）」ジュリニ三二・四四、四七）、本判決もこれを前提としている。ニューヨーク条約の適用された執行判決請求の事例は、あまり見当たらないようなので紹介する意義があらう。

なお、執行判決の主文についての問題につき、三井・注解強制執行法I（一）二七、高桑「外国判決の承認及び執行」新実務民訴講座7一五八参照。また、外国仲裁判断一般については、小林「外国仲裁判断の承認・執行についての一考察」判タ四六八・五以下参照。

△参考条文△

民法八〇二条、外国仲裁判断の承認及び執行に關する条約五条I(b)

△当事者△

原告 テキサコ・オーバシーズ

タンクシップ・リミテッド
右代表者取締役
ウィリアム・アンソニー・スミス・ウォーカー

右訴訟代理人弁護士

長島 安治

同 木村 寛富

同 島田 真琴

被告 岡田海運株式会社

右代表者取締役

岡田 信雄

右訴訟代理人弁護士

伊場 信一

右訴訟復代理人弁護士

大橋 式弘

【主文】

一 原告から被告に對する昭和四五年四月一日付傭船契約にかかるとる損害賠償請求につき昭和四五年七月二〇日ニューヨーク市において仲裁人マイケル・ジェー・オーダン、同テオドア・ツアガリス及び同マンフレッド・ダヴリュー・アーノルドがした仲裁判断中金三二九三五・二七米ドル及びこれに對する昭和五〇年十一月三〇日から支払済みまで年八分の割合による金員並びに金一七〇〇米ドルの各支払を命ずる部分につき強制執行をすることを許可する。

二 訴訟費用は被告の負担とする。

三 この判決は原告において金五〇〇万円の担保を供するとき、仮に執行することができ。

【事実】 第一 当事者の求める裁判

- 一 請求の趣旨
- 1 主文同旨
- 2 仮執行宣言
- 二 請求の趣旨に対する答弁
- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第二 当事者の主張

一 請求の原因
1 原告は英国法人、被告は日本法人であるが、原、被告は昭和四五年四月一〇日原告が被告から一定期間船舶を借り受けることを主たる内容とする備船契約を締結し、同契約に關し生ずべき紛争については、アメリカ合衆国ニューヨーク市で船主選定の仲裁人一名、備船者選定の仲裁人一名及び各選任された仲裁人両者選定の仲裁人一名計三名の仲裁に付する、いずれの当事者も自らの選定した仲裁人の住所氏名及び仲裁にかけられることを欲する紛争の要旨を明記した通知書を他方当事者の役員に送達することにより右仲裁を要求することができ、他方当事者が右通知書の送達後二〇日以内に仲裁人を任命しない場合、仲裁申立人はさらに通知を要せず二人目の仲裁人を任命することができ旨等を合意した。

2 しかしして右備船契約の履行に伴う貨物の汚濁、損傷事故及び契約の不完全履行により被告は原告に対し損害賠償債務金三二四二八五六・二七米ドルを負つたにもか

わらず、昭和五〇年一月中旬に金一三五〇〇米ドルを支払ったのみで以後残額金三二九三五六・二七米ドルを支払わないので、原告は被告に対し昭和五二年三月一六日右仲裁条項（以下本件仲裁条項という。）に基づき右未払賠償金の支払を求める仲裁の請求を原告の選任した仲裁人マイケル・ジュー・オーリオーダンの住所氏名の通知と共になした。被告の要求により延長された被告選定の仲裁人の選任期限である同年四月一五日に至っても被告からの仲裁人の選任通知がないため、原告は二人目の仲裁人テオドア・ツアガリスを選任し、右二名の仲裁人は三人目の仲裁人マンフレッド・ダヴリュー・アーノルドを選任した。

3 右三名の仲裁人は昭和五四年七月二〇日、アメリカ合衆国ニューヨーク市において被告は原告に対し損害賠償金三二九四三八・六一米ドル及びこれに対する昭和五〇年一月三〇日から完済までまたは裁判所の命令が下るまでのうちいずれか最初に起るまで年八パーセントの割合による利息並びに弁護人手数料金一〇〇米ドル及び仲裁人手数料五〇〇米ドルを支払えとの仲裁判断（以下本件仲裁判断という。）をした。

4 本件仲裁判断は原被告の署名した書面による仲裁合意に基づくものであるから、外国仲裁判断の承認及び執行に關する条約第三条に基づき、請求の趣旨記載のとおり判決を求めるため本訴を提起する。

- 二 請求の原因に対する認否
- 1 請求原因1の事実を認める。
- 2 同2の事実のうち、原告の受けた損害金額が三二四二八五六・二七米ドルであるとの主張は否認するが、その余の事實は認める。
- 3 同3の事実を認める。
- 三 抗弁

本件仲裁判断は被告に何等の防禦の機会を与えないまま一方的に決定された瑕疵あるものであって当然無効である。

すなわち被告が本件仲裁手続について正式に代理人を選任した事實のないにもかかわらず、本件仲裁手続は被告に充分な通知のないまま被告の代理人と称する者により追行されたものである。

四 抗弁に対する認否

否認する。（本件仲裁判断は被告に対して充分な通知及び防禦の機会を与えたい下されたものである。）

なお詳論すると、前記三名の仲裁人は昭和五二年七月一八日を第一回審問期日に指定し、この期日指定は三人目の仲裁人の住所氏名と共に同年六月一七日被告に通知されたが、被告が指名した同仲裁手続における被告代理人からの延期申請に基づき同期日は延期され、その後昭和五三年一月二九日と指定された審問期日も被告欠席の為延期され、被告は原告からの再三に亘る催促にも拘わらず原告からの仲裁の申立の趣旨に対する反論も提出しないので、仲裁人は昭和五四年七月二〇日被告欠席のまま前記のとおり仲裁判断を全員一致で下した。

右事實に対する被告の認否 被告代理人から第一回審問期日を延期申請したとの点及び原告から被告に再三に亘る催告がなされたとの点を否認し、その余を認める。

第三 証拠関係略

【理由】 一 外国仲裁判断の承認及び執行に關する条約（いわゆるニューヨーク条約という。）が昭和三六年九月一八日にわが国について、他の締約国の領域においてなされた外国仲裁判断の承認及び執行についてののみこの条約を適用する旨留保のうえ、効力を生じ、アメリカ合衆国政府がニューヨーク条約の加入書を昭和四五年九月三〇日國際連合事務総長に寄託したことにより同条約第一二条2の規定に従い昭和四五年一月二九日にアメリカ合衆国について効力を生じているところ、原被告間で合意された仲裁条項に基づき本件仲裁判断が昭和四四年七月二〇日アメリカ合衆国ニューヨーク市において行なわれたことは当事者間に争いなくそのとおりと認められるので、本件仲裁判断についてはニューヨーク条約第三条によりその執行判決を求めることができ、その要件はもっぱら同条約の定めるところに拠る。そしてニューヨーク条約は第四条に承認及び執行の積極的要件を、第五条に

その拒否要件を、第六条に執行についての決定延期要件を定める。

二 原告が当裁判所に對し昭和五七年一月一日の本件口頭弁論期日において、その外形から正当に認証された本件仲裁判断の原本及び仲裁合意の原本並びに英国領事官による証明を受けた右の各翻訳文であることが認められる各書面を提出したことは、当裁判所に顯著であるから、ニューヨーク条約第四条に規定する積極的要件は充足されている。

三 ニューヨーク条約第五条に規定する承認及び執行の拒否要件及び同第六条に規定する執行についての決定延期要件にかかると主張及び立証の責任は執行債務者である被告が負うものと解すべきところ、被告は本件仲裁判断は被告に何らの防禦の機会を与えないまま一方的に決定されたとの同条約第五条(b)に該当する事実を主張するもので、この点について判断する。

原告が被告に對し昭和五二年三月一六日本件仲裁条項に基づき備船契約の履行に伴う貨物の汚濁、損傷事故及び契約の不完全履行を原因とする賠償金の支払を求める仲裁の請求を原告が右仲裁条項に従って選任した仲裁人マイケル・ジェー・オーリオータンの住所氏名の通知と共に、書留配達証明郵便にて被告に送付し、右郵便は同年同月一六日被告に配達されたこと、本件仲裁事項によれば被告は右仲裁の請求を受領した後二〇日以内に仲裁人一名を選任し、仲裁申立人たる原告に通知すべきところ、被告の要求によって延長された選任期限であ

る昭和五二年四月一五日に至っても被告から原告に對し仲裁人選任の通知が無いため原告は本件仲裁条項の定めに従い二人目の仲裁人テオドア・ツァガリスを選任し、これを同年六月一五日被告に通知したこと、右二名の仲裁人はさらに本件仲裁条項の定めるところに従って三人目の仲裁人マンフレッド・ダヴリユー・アーノルドを選任したところ、右三名の仲裁人は昭和五二年七月一八日を第一回審問期日に指定し、この期日指定は三人目の仲裁人の住所氏名と共に同年六月一七日被告に通知されたことは当事者間に争いが無い。△証拠略▽によれば、被告は昭和五二年七月五日ころ本件仲裁手続の追行をカーリン・キャンベルアンドキートン事務所に委任し、そのころ要請された書類を送付する旨をも連絡し、同年七月一二日右事務所(ビンセント・リンチ)は第一回審問期日の延期を要請したこと、その後原告両当事者同意のもとに昭和五三年一月二九日に審問が予定されたが利用されなかったこと、昭和五四年七月一五日被告の陳述は何もなかったが三名の仲裁人は被告に正当な各通知がなされたことを確認したうえで審問を終結したこと、昭和五四年七月二〇日本件仲裁判断が下されたことが認められる。

被告は被告が本件仲裁手続について正式に代理人を選任した事実のないにもかかわらず、本件仲裁手続は被告に充分な通知のないまま被告の代理人と称する者により追行されたものであると主張し、△証拠略▽によれば、昭和五四年五月一六日カーリ

ン、キャンベルアンドキートン事務所が本件仲裁人らに對し「我々は被告の代理人ではなく、本件仲裁手続に關して被告を弁護するいかなる義務を負わない。予定される審問に出頭するつもりはない。」旨の通知をしたことが認められるが、右認定のとおり右事務所は昭和五二年七月五日ころから、右代理人辞任の通知をなすまで(少なくとも昭和五三年一月二九日の審問期日まで)は被告の代理人であったものであり、昭和五二年七月一八日と昭和五三年一月二九日の二回にわたって被告及びその代理人に對して審問の機会が保障されていたのであるから、本件仲裁手続において被告がその利益を防禦する機会を不当に奪われたといふことはできない。

四 本件仲裁判断が被告に對して命じている支払金額のうち、損害賠償金三三二九四三八・六一米ドルは、△証拠略▽申請の原因の記載自体から金三二九三五六・二七米ドルの計算間違いであることが明らかなので、正しい計算に基づいて修正された右金額の範囲において原告は執行判決を求めることができものである。また本件仲裁判断には右損害賠償金について完済までまたは裁判所の命令が下るまでのうちいずれか最初に起るまで年八パーセントの割合による利息が付されているが、本件仲裁判断のなされたアメリカ合衆国ニューヨーク州などでは金銭支払を命ずる裁判については当事者の請求がなくとも裁判以降各州法で定める一定の利息が当然に発生し強制執行の対象となる旨規定されており、本件仲裁

判断もかかる制度を前提として執行判決後の利息については準拠法である当該州法に定める利率に委ねる趣旨で右のような利息の定め方をなしたものと解せられる。従ってかかる制度の存しない我国においては、本件仲裁判断は被告に對し単に支払済みまでの利息の支払を命じているものと解して執行判決をすべきである。

五 以上のとおり、本訴請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条を、仮執行の宣言につき同法第一九六条を、それぞれ適用して本文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 林 繁 裁判官 笠井達也 生島弘康)

△虚偽の建築確認申請に基づき、悪質な違反建築物により日照・採光・通風が阻害されたことを理由とする隣接建物居住者からの損害賠償請求を認容し、違反建築主に對し、慰謝料及び土地建物価格の低下による損害等の賠償を命じた事例

損害賠償請求事件、京都地裁昭五五(一)三三四号、昭五八・二・28民三部判決、一部認容(確定)

本件の事実関係は、大要次のとおりである。Xは、小規模住宅が密集する住宅街の一面に宅地、建物(二階建連